

## 緩和した基準によるサービス（サービス A） の指定申請手続き等について

### ◎ 総合事業の指定申請に当たっての基本的な留意事項について

#### 1 サービス A の指定申請について

現行相当サービスと緩和した基準によるサービス（サービス A）については、サービスの提供内容が異なる（対象者もサービスに従事する職員も異なる（ただし、一部兼務可））ものであり、現行相当サービスのみなし指定を受けている事業者（平成 27 年 3 月末において介護予防通所介護の指定を受けていた事業者）であっても、サービス A の事業を実施しようとする場合は、必ず指定申請を行い、市から指定を受ける必要があります。

#### 2 現行相当サービスの指定申請について

みなし指定に該当しない事業者が、新たに現行相当サービスの事業を実施しようとする場合にも、必ず指定申請を行い、市から指定を受ける必要があります。

（例）みなし指定に該当しない場合

- ・平成 27 年 3 月末において、訪問（通所）介護のみ指定を受け、介護予防訪問（通所）介護の指定を受けていなかった場合
- ・平成 27 年 4 月以降に新たに（介護予防）訪問（通所）介護の指定を受けた場合

#### 3 指定申請の受付時期について

サービス A（現行相当サービス含む）の新規指定申請については、平成 27 年 11 月 1 日から受付いたします。

なお、平成 28 年 4 月 1 日から指定を受け、事業を開始するためには、平成 28 年 2 月末日までに申請書を提出する必要があります。

平成 28 年 2 月末日に指定申請が集中するのを防ぐため、11 月以降、準備できた事業者から順次指定を行っていきますので、早めに市へ相談いただき、平成 28 年 4 月 1 日付の指定を希望する場合は、原則として平成 28 年 1 月末日までに申請書を提出いただくようお願いいたします。

#### 4 指定手数料について

平成 30 年 3 月 31 日までに指定申請いただいた場合については、指定手数料は、無料とします。（平成 30 年 4 月 1 日以降に申請する場合は、介護保険サービス事業者の指定手数料に準じた額が必要となります。）

#### 5 定款への記載について

総合事業の実施に当たっては、事業実施の根拠として、法人の定款に総合事業を実施する事業として記載する必要があります。

新規指定の申請の際には、定款に総合事業の実施が記載されている必要がありますので、早めに定款への記載を済ませておいてください。

※定款への事業の記載例

- ・介護保険法に基づく第 1 号訪問事業
- ・介護保険法に基づく第 1 号通所事業